総務文教委員長 三 津 良 裕

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第17号鳴門市行政手続条例の一部改正について」ほか議案8件であります。

また、継続審査となっておりました請願1件も議題としました。

当委員会は、去る2月27日及び3月10日に委員会を開催し、 慎重審査いたしました結果、議案9件はいずれも原案のとおり可決 すべきと決しました。

また、請願1件につきましては、お手元へ配付の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第17号 鳴門市行政手続条例の一部改正について」でありますが、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護を充実させるため、国の行政手続法と同趣旨の条例改正を行うものでした。

理事者から、今回の改正の主なポイントとして、一点目に、行政 指導に携わる者がその相手方に示すべき内容を明示すること、二点 目に、行政指導の中止を求める際の手続を規定すること、三点目に、 法令違反の状態が生じている場合における処分等の申出を規定する こと、等についての説明を受けました。

委員からは、今回の法律改正を受けて、他の地方自治体における 条例改正の有無についての確認があり、理事者からは、各地方自治 体においても、今回の法律改正を受けて条例改正を行うものと考え ている、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に「議案第18号 鳴門市職員諸給与条例の一部改正について」でありますが、昨年の人事院勧告における給与制度の総合的見直しの勧告に基づき、給料表の水準の平均2%引き下げや諸手当の改正を行うとともに、厳しい財政状況に鑑み、現在、管理職員を対象に実施している給料の減額措置を平成27年度も引き続き実施するため所要の改正を行うものでした。

委員からは、単身赴任手当の該当者の有無についての確認があり、

理事者からは、単身赴任手当とは単身赴任に伴う二重生活による経済的負担を軽減するために支給するものであり、現在は該当者はいない、との説明を受けました。

また、単身赴任手当については、委員から、県内の他市との支給額等について違いがあるのか、支給上限額の設定の根拠についての質疑があり、理事者からは、県内においては、基本的に各市町村ともに国の人事院勧告並びに徳島県人事委員会勧告を準用しており、各市町村においても本市と同様の内容の改正を平成27年4月までに行うものと考えていること、金額については国の給与実態調査において、民間の支給額が公務員より金額、回数ともに多い状況であったことからその金額等をふまえての改正であることの説明を受けました。

委員からは、鳴門市の財政状況に応じた給与体系にすべきではないか、との質疑があり、理事者からは、労働基本権の制約に伴う措置として、人事院勧告や人事委員会勧告があり、そこで民間の状況を調査した結果として給与等の額が示されていること、地方公務員法における均衡の原則もあり、これらの勧告をふまえて、県内の各地方自治体も給与体系を定めていること、本市においては、財政状況をふまえ、独自にスーパー改革プランにおいて給与削減措置を行っていること等についての説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第19号 鳴門市単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」でありますが、この度の給与制度の総合的見直しにおいて本市が地域手当の支給対象地域となったことから、所要の改正を行うものでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第20号 鳴門市職員退職手当支給条例の一部改正について」でありますが、この度の給与制度の見直しにより給料表の水準が平均2%引き下げられることに伴い、給料月額を基礎としている退職手当についても引き下げとなることを考慮し、職員の職責に応じて退職手当の基本額に加算される調整額について、所要の改正を行うものでした。

委員からは、この条例の改正による退職手当の影響額について質疑があり、理事者からは、全会計における試算では30万円程度の差が生じる、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第21号 鳴門市事務分掌組織条例の一部改正について」でありますが、平成27年4月1日から子ども・子育て支援新制度が本格施行されることに伴い、鳴門市事務分掌組織条例において所要の改正を行うものでした。

委員からは、子ども・子育て支援新制度のこれまでの所管についての確認があり、理事者からは、これまでも子どもいきいき課が属する健康福祉部の所掌事務について幅広く「社会福祉に関すること」の一環として位置づけ、子どもいきいき課で所掌していたが、他の部における所掌事務の記載内容との均衡をふまえるとともに、制度の変更にあわせ改めて打ち出すことが好ましいと思われることから、改正を行うこととした、との説明を受けました。また、委員から、事務分掌の変更に伴う所管課の職員構成に関して質疑がありましたが、理事者からは、今回の改正は所掌事務の追加というよりも、部の中心的な事務としての位置づけからの改正である、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に「議案第22号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」でありますが、このたび国において、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るとの方針のもと、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正することに伴い、本市においても関係条例の改廃を行うものでした。

この法律の主な改正内容について、理事者からは、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、全ての地方公共団体への「総合教育会議」設置、教育に関する「大綱」を首長が策定することの4点が挙げられる、との説明を受けました。

委員からは、現行制度での教育長の任期は4年であり、現在2年目である教育長が残り2年の任期満了後に再び教育長となった場合、附則の「旧の教育長の在任期間に関する経過措置」の規定は引き続き適用されるのか、との質疑がありました。理事者からは、現在の教育長の任期満了後に新たに任命される教育長から新制度の適用を受けるため議会の同意を要する、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に「議案第23号 鳴門市立幼稚園における預かり保育の実施に関する条例の一部改正について」でありますが、平成27年4月1日から子ども・子育て支援新制度が本格施行されることに伴い、現在市内12の幼稚園で教育時間終了後に実施している預かり保育が、子ども・子育て支援法に規定された地域子ども・子育て支援等の1つである一時預かり事業に位置づけられたことから、預かり保育の名称を一時預かり事業に改めるとともに、近年、預かり保育の利用者が増加してきていることから、このたび預かり保育の定員を見直し、一部の園については増員することとしました。

委員からは、条文中の「一時預かり事業」や「預かり保育利用料」という表記について、本市が独自で表現を変更できないのか、との質疑がありました。理事者からは、必ずしも国の制度の名称に合わせなければならないというものではないが、新制度の開始により、これまで市の単独事業であったのが全国一律で実施されることとなり、その基準に倣った。また国からの財政措置を受けることから、全国統一的な形に従ったものとなっている、との説明を受けました。

委員からは、特にこうした幼児教育は、子どもの教育の原点であり非常に重要である。条文での表現からも、鳴門市では子どものことを大切に考え、子育て支援や子どもの教育に力を入れているということ、ひいては地域の独自性が伝わるような表現を今後、検討してほしいとの要望がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第24号 鳴門市立幼稚園条例の一部改正について」でありますが、平成27年4月1日から子ども・子育て支援新制度が本格施行されることに伴い、給付費制度が導入され、これまでの公立幼稚園や保育所の保育料のあり方に変更が生じたことから、幼稚園保育料の見直しを行うなど、所要の改正を行うものでした。

委員からは、幼稚園の保育料について、所得にかかわらず園児1人1月あたり8800円だったが、今回の改正で応能負担となることの影響について質疑がありました。理事者からは、本市の現状として、資産見込みでは給付対象者の約半数が負担増となるが、保育料総額では従来とあまり変わらないか若干下がる見込みである、との説明を受けました。

また委員からは、保育料の負担額が変わる保護者への対応について質疑がありました。理事者からは、新聞や市公式ウェブサイトを

通じて周知しており、広報なると3月号にも改正内容を掲載する予定である。また個別には、現在通園している園児の保護者には園を通じて、来年度に入園予定の園児の保護者には直接各戸へ、それぞれ2月25日付で文書によりお知らせしている、との説明を受けました。委員からは、保護者ができるだけ早い段階で変更後の保育料額を知ることができるよう対応してほしい、との要望がありました。委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第52号 工事請負契約の締結について(旧鳥居記念博物館耐震改修工事のうち建築工事(その2))」でありますが、旧鳥居記念博物館耐震改修工事のうち建築工事(その2)について工事請負契約を締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでした。

本件は、平成26年第3回定例会において可決されました旧鳥居記念博物館耐震改修工事のうち建築工事について、平成27年早々に請負業者が廃業し、当該工事の進行が不可能となったことから、契約解除を行った後に、残工事について新たに入札を行い、請負業者が決定したことを受けて、契約を締結するために議決を求めるものであります。

委員からは、旧鳥居記念博物館の耐震改修工事の費用負担についての確認があり、理事者からは、工事については耐震改修工事と避難所改良工事の2つであり、防災事業の起債により100%の充当率で70%が交付税措置されるという有利な起債を活用しており、特に耐震改修工事については、残りの30%について県からの補助金が交付される、との説明がありました。

次に、委員からは、この事業の総合計画における活用の位置づけ についての確認があり、理事者からは、現在建築中であり、今後の 活用等についてはこれから検討していきたい、との説明を受けまし た。

次に、委員からは、今回の入札における応札業者数について確認があり、理事者からは、今回の要件である市内の特Aランクの業者は5社あるが、応札したのは3社であった、との説明を受けました。

また、委員から耐震改修工事における瓦の葺き替えの影響についての質疑があり、理事者からは土瓦から金属瓦に変更することで、

およそ10分の1程度の重量になり、効果が大きいものである、との説明を受けました。

次に、委員からは、今回の契約の締結により工期等がどう変更するのか、との質疑があり、理事者からは、今回の契約締結について議決されれば、3月中に工事の再開が見込まれ、平成27年11月末までの工期となり早期の完成が見込まれる、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。 よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。